

広報いながわ

編集発行：猪名川町 町長公室 (☎0727-66-0001)

〒666-0292兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11の1

選挙特集号



参議院議員通常選挙 投票日は7月12日

投票方法

任期満了に伴う参議院議員通常選挙は、六月二十五日に公示され、七月十二日に投票が行われます。この選挙では、候補者個人に投票する「選挙区選出」と政党に投票する「比例代表選出」の二通りの投票が行われます。

あなたの意見を国政に反映するための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

投票できる人

町内で投票できる人は、昭和五

投票所と入場券

投票所は裏面の表のとおり、町内十三カ所に設置します。

また、投票入場券を郵送します。投票日当日、あるいは、不在者投票時（未着の場合はいりません）に郵送します。

不在者投票は明日から

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行くことができない人は、あらかじめ投票を済ませておく不在者投票の制度があります。

今回の選挙から、これまで認められていなかった投票区域内での勤務や冠婚葬祭などの予定がある人も不在者投票を行うことができます。また、レジャーやショッピングなどの私用で投票区域外にいない人も対象となります。（印鑑は不要）

▽とき 6月25日（木）～7月1日（土）午前8時30分～午後8時（土・日曜日を含む）

▽ところ 投票 諸大会議室

選挙公報

各候補者の経歴や趣意などを掲載した選挙公報は新聞折込で配布します。新聞を購読されていない家庭には郵送します。

せんしんに持参ください。

なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

▽持参するもの 入場券（到着の場合のみ）

病院での不在者投票

都道府県選管の指定する病院（老人ホーム含む）に入院している人（いりても不在者投票制度がありますので、病院に問い合わせてください）

必ず投票
しましょう



郵便による不在者投票

身体に重度の障害がある人は、郵便による不在者投票を受けることができますが、その際には「郵便投票証明書」を持参する必要があります。

投票証明書が必要。この証明書は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人などに発行しています。

「郵便投票証明書」を持参している人は、七月八日までの間で、できるだけ早い時期に投票用紙の請求をしましょう。

選挙に関する
問い合わせは、
町選挙管理委員会
☎66-8708

公職選挙法が一部改正され投票がしやすくなりました

●投票時間が午後8時までになりました 不在者投票も午後8時まで

投票日当日および不在者投票の時間が午後8時まで延長されました。夕方まで仕事のある人も投票できます。家族や友人と昼間レジャーに出かける予定があっても、計画を変更しなくて済みます。

●冠婚葬祭などの予定などがある人も 不在者投票ができます

自営業のみなさんなど仕事場が投票区の区域内にある人も不在者投票ができるようになりました。また、冠婚葬祭などの予定がある人も、投票区域を問わず不在者投票ができるようになりました。

●私用であっても投票日に投票区域外に いる場合は不在者投票ができます

レジャーや買い物などの私用などが市町村の区域内であっても、投票区の区域外にいる場合は、不在者投票ができるようになりました。旅行やゴルフ、キャンプなどの予定があっても、計画を変更しなくて済みます。

●不在者投票の手続きが簡単になりました

宣誓書に列举されている不在者投票の事由の中から、自分が該当するものを選択するだけです。印鑑を持っていく必要もありません。



夜10時までは、会社の帰りに投票ができる。



不在者投票ができれば、お店を休まなくて済む。



投票日はゴルフだから、不在者投票しておこう。



とっても簡単に、書きやすいわ。

あなたの投票所です

野外政治評論家

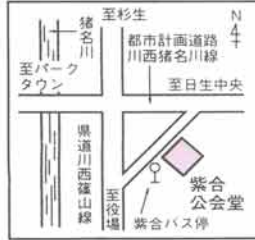
浜中 剛一



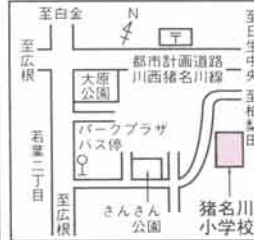
第1投票所



第2投票所



第3投票所



第4投票所



第5投票所



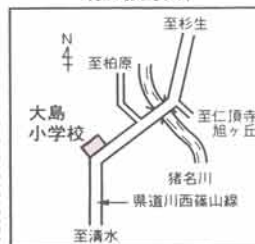
第6投票所



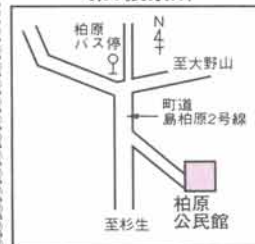
第7投票所



第8投票所



第9投票所



第10投票所



第11投票所



第12投票所



第13投票所



町内十三カ所の投票所で七月十二日(日)午前七時から午後八時まで参議院議員通常選挙の投票が行われます。投票所は、大字や各地区内の有権者数と地理的な要因によって決められており、以下の一覧表、地図のとおりです。

十二日の投票日には、あなたの投票所を確認し、必ず投票しましょう。

投票所一覧

投票区	投票所名称	区域(大字・町表示など)
1	阿古谷小学校体育館	民田、上阿古谷、下阿古谷
2	紫合公会堂	北田原、南田原、北野、紫合
3	猪名川小学校体育館	柏梨田、上野、若葉
4	広根公会堂	広根、殿山、猪瀬、つつじが丘
5	槻並自治会館	槻並
6	楊津小学校特別教室(1階)	万善、木津、木間生
7	六瀬コミュニティセンター憩いの部屋	朽原、林田、笹尾、清水(のうち字平田、馬場、長田の区域を除く)
8	大島小学校たんぼぼ教室	清水(のうち字平田、馬場、長田の区域)、清水東、仁頂寺、島、鎌倉、西畑、杉生、旭ヶ丘
9	柏原公民館集会室	柏原
10	猪名川台自治会館	差組、肝川
11	松尾台集会所	原、松尾台
12	伏見台集会所	内馬場、伏見台
13	白金小学校体育館	白金

3ない運動で明るい選挙を

公職選挙法では、政治家や候補者または、候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。

また、有権者もこれらの寄附を求めたり受け取ったりしてはいけません。次の行為も選挙違反となります。

▽政党、その他の政治団体による民



秘書などが代理で出席する場合の葬式の香典



町内会の集會や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入



病氣見舞い



地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入

贈らない
求めない
受け取らない

基礎です。私たちのくらしにつながる政治や選挙を一人ひとりの問題として、有権者がしっかり見守りましょう。

